

平成23年12月 9 日
総務省統計審査官室

政府統計における「従業上の地位」の扱いについて

政府統計における「従業上の地位」の扱いについて、比較・分析を行った。

「従業上の地位」について調査を行っている基幹統計調査は22統計調査あるが、大きく分けて、①世帯を対象とする統計調査と②事業所を対象とする統計調査がある。

各統計調査における「従業上の地位」の扱いを比較したところ、①についてはA「労働力調査」（総務省）及びB「就業構造基本調査」（総務省）、②についてはC「経済センサス」（総務省・経済産業省）、D「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）及びE「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）における「従業上の地位」の扱いで代表することが、おおむね可能である。

そこで、A～Eの5統計調査を対象として、比較・分析を行った。

「従業上の地位」について調査を行っている基幹統計調査

府省	世帯を対象とする統計調査		事業所を対象とする統計調査 (※経営体等を含む。)	
		タイプ		タイプ
総務省	労働力調査	A	経済センサスー基礎調査	C
	就業構造基本調査	B	個人企業経済調査	C'
	国勢調査	B'	全国物価統計調査	C'
	住宅・土地統計調査	A'	—	
	全国消費実態調査	B'	—	
	社会生活基本調査	B'	—	
総務省・ 経済産業省	—		経済センサスー活動調査	C
経済産業省	—		工業統計調査	C'
	—		商業統計調査	C
	—		特定サービス産業実態調査	C
	—		経済産業省企業活動基本調査	C'
厚生労働省	国民生活基礎調査	A'	賃金構造基本統計調査	D
	—		毎月勤労統計調査	E
農林水産省	—		農林業センサス	C'
	—		漁業センサス	C'
	—		農業経営統計調査	C'
財務省	—		法人企業統計調査	C'
国土交通省	—		建設工事統計調査	C'

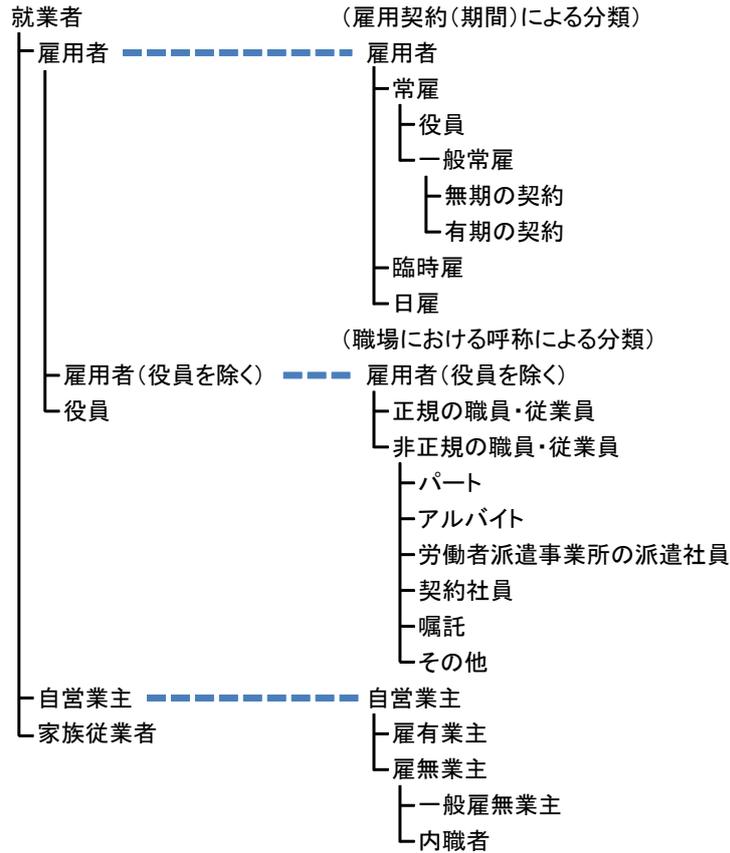
注1) 本表は、総務省政策統括官（統計基準担当）が各統計調査の書類等を参考にして作成したものである。

2) タイプについて、「従業上の地位」の扱いが類似している場合は、「'」を付している。

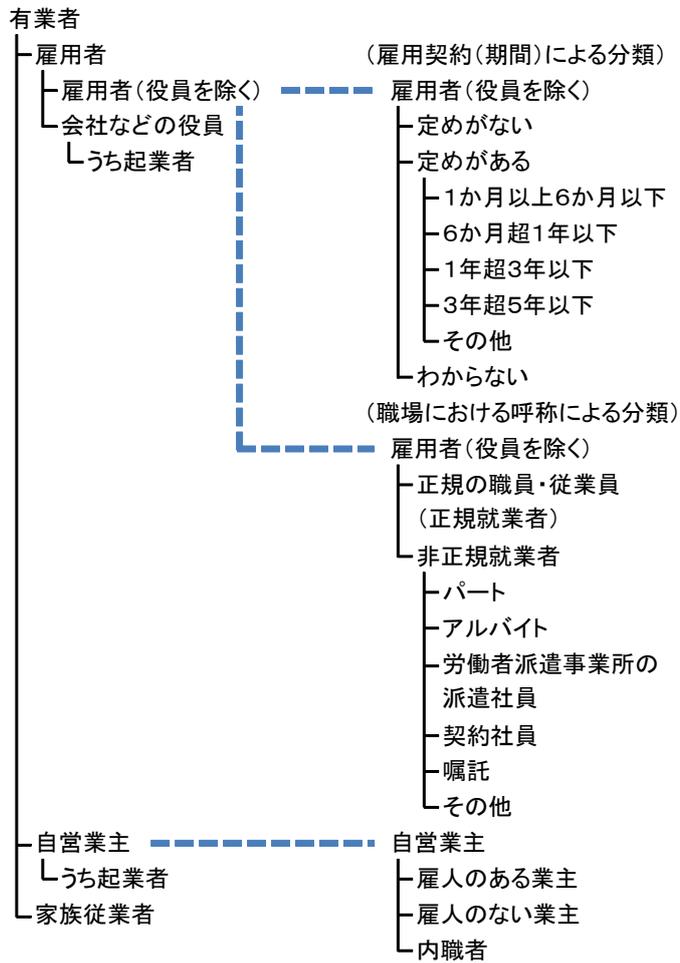
1 政府統計における「従業上の地位」に係る調査の概要

前述の5統計調査では、「従業上の地位」について下記のような分類を行っている。

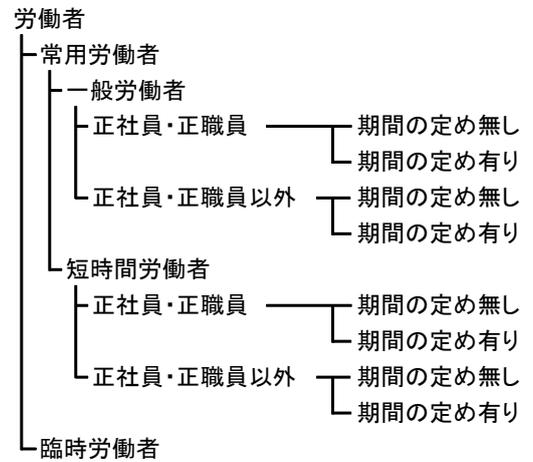
労働力調査 (対象:世帯)



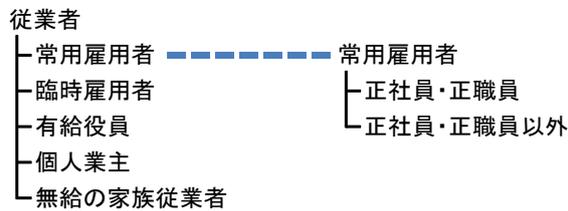
就業構造基本調査 (対象:世帯)



賃金構造基本統計調査 (対象:事業所)

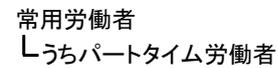


経済センサス (対象:事業所)



※基礎調査も活動調査も同じ分類である。

毎月勤労統計調査 (対象:事業所)



各項目の定義は別添1のとおり。

2 各統計調査における「従業上の地位」の扱いの比較

前述の5統計調査の比較に当たって、分類のうち、「(役員を除く)雇用者」、「役員」、「自営業主」、「家族従業者」の区分を第1レベルとして、雇用者の内訳を第2レベルとして、分けて考察することとした。

(1) 第1レベルの比較



○各統計調査の目的の違いにより、「従業上の地位」をとらえる対象の範囲に違いがある。

- ・「労働力調査」における「就業者」は、調査週間中に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事を1時間以上した者と「休業者」を合わせたものである。
- ・「就業構造基本調査」における「有業者」は、ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者である。

- ・「経済センサス」における「従業者」は、調査日現在、当該事業所に所属して働いている人である。ただし、仕事を休んでいても給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者を含む。
- 「労働力調査」、「就業構造基本調査」、「経済センサス」では「雇用者」という用語を用いているが、「賃金構造基本統計調査」、「毎月勤労統計調査」では「労働者」という用語を用いている。
 - ・「雇用者」（役員を除く）とは、会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者である。（「労働力調査」）
 - ・「労働者」とは、労働基準法第9条にいう労働者で、すなわち、「職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者」（労働基準法第9条）である。（「賃金構造基本統計調査」）
 - ・「雇用者」（役員を除く）と「労働者」の定義は、実質的に同じである。
- 「雇用者」と「労働者」という用語をそれぞれ用いている背景として、次のような理由がある。
 - ・「雇用者」という用語は、各種白書等でも用いられており、広く定着している。
 - ・一方、「賃金構造基本統計調査」、「毎月勤労統計調査」では、労働基準法第9条の「労働者」を対象としているため、法令用語である「労働者」を用いている。

(2) 第2レベルの比較

第2レベルの分類については、

- ①雇用契約（期間）による分類
- ②職場における呼称による分類
- ③労働時間による分類

の三つの視点による分類がある。

	労働力調査	就業構造基本調査	経済センサス	賃金構造基本統計調査	毎月勤労統計調査
①	雇用者(役員を除く) <ul style="list-style-type: none"> 一般常雇 <ul style="list-style-type: none"> 無期の契約 有期の契約 臨時雇 日雇 	雇用者(役員を除く) <ul style="list-style-type: none"> わからない 定めがない 定めがある <ul style="list-style-type: none"> 3年超5年以下 1年超3年以下 6か月超1年以下 1か月以上6か月以下 1か月未満 その他 	常用雇用者・臨時雇用者 <ul style="list-style-type: none"> 常用雇用者 臨時雇用者 	労働者 <ul style="list-style-type: none"> 常用労働者 <ul style="list-style-type: none"> 期間の定め無し 期間の定め有り 臨時労働者 	(調査の対象は 常用労働者)
②	雇用者(役員を除く) <ul style="list-style-type: none"> 正規の職員・従業員 非正規の職員・従業員 <ul style="list-style-type: none"> パート アルバイト 労働者派遣事業所の派遣社員 契約社員 嘱託 その他 	雇用者(役員を除く) <ul style="list-style-type: none"> 正規の職員・従業員(正規就業者) 非正規就業者 <ul style="list-style-type: none"> パート アルバイト 労働者派遣事業所の派遣社員 契約社員 嘱託 その他 	常用雇用者 <ul style="list-style-type: none"> 正社員・正職員 正社員・正職員以外 	常用労働者 <ul style="list-style-type: none"> 正社員・正職員 正社員・正職員以外 	
③	(週間就業時間について、実時間を調査)	(週間就業時間について、以下の選択肢で調査 15時間未満、15～19時間、 20～21時間、22～29時間、 30～34時間、35～42時間、 43～45時間、46～48時間、 49～59時間、60～64時間、 65～74時間、75時間以上)		常用労働者 <ul style="list-style-type: none"> 一般労働者 短時間労働者 	常用労働者 <ul style="list-style-type: none"> うちパートタイム労働者

①雇用契約（期間）による分類

労働力調査	就業構造基本調査	経済センサス	賃金構造基本統計調査	毎月勤労統計調査
雇用者 (役員を除く)	雇用者 (役員を除く)	常用雇用者・ 臨時雇用者	労働者	
一般常雇	わからない	常用雇用者	常用労働者	常用労働者
無期の契約	定めがない		期間の定め無し	
有期の契約	定めがある		期間の定め有り	
	3年超5年以下			
	1年超3年以下			
臨時雇	6か月超1年以下	臨時労働者		
	1か月以上6か月以下			
日雇	1か月未満	臨時雇用者	臨時労働者	
	その他			

○「労働力調査」では、

- ・一般常雇：1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者
- ・臨時雇：1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者
- ・日雇：日々又は1か月未満の契約で雇われている者

としている。（「就業構造基本調査」における分類の考え方も同様である。）

○「経済センサス」における「常用雇用者」並びに「賃金構造基本統計調査」及び「毎月勤労統計調査」における「常用労働者」は、以下のいずれかに該当する人である。（「臨時雇用者」は、常用雇用者以外の雇用者である。）

ア 期間を定めずに雇用されている人

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている人

ウ 調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人

←「経済センサス」等は、事業所を対象とする調査であり、「常用雇用者」（常用労働者）の定義は、雇用保険法の規定に準拠している。

一方、「労働力調査」のような世帯を対象とする調査では、調査日の2か月前の1か月間の雇用日数を世帯員本人の記憶に頼って把握することは困難であると考えられる。

②職場における呼称による分類

労働力調査	就業構造基本調査	経済センサス	賃金構造基本統計調査
雇用者 (役員を除く)	雇用者 (役員を除く)	常用雇用者・ 臨時雇用者	労働者
正規の職員・ 従業員	正規の職員・ 従業員 (正規就業者)	常用雇用者	常用労働者
非正規の職員・ 従業員	非正規就業者	正社員・正職員	正社員・正職員
パート	パート	正社員・正職員 以外	正社員・正職員 以外
アルバイト	アルバイト		
労働者派遣事業 所の派遣社員	労働者派遣事業 所の派遣社員		
契約社員	契約社員		
嘱託	嘱託		
その他	その他	臨時雇用者	臨時労働者

○これらの対応状況は、おおむね次のとおりである。

- 「正規の職員・従業員」 = 「正社員・正職員」
 (「労働力調査」及び (「経済センサス」及び
 「就業構造基本調査」) 「賃金構造基本統計調査」)

- 「非正規の職員・従業員」 = 「非正規就業者」
 (「労働力調査」) (「就業構造基本調査」)
 = 「正社員・正職員以外」 + 「臨時雇用者」
 (「経済センサス」)
 = 「正社員・正職員以外」 + 「臨時労働者」
 (「賃金構造基本統計調査」)

③労働時間による分類

労働力調査	就業構造基本調査	賃金構造基本統計調査	毎月勤労統計調査
(週間就業時間について、実時間を調査)	(週間就業時間について、以下の選択肢で調査 15時間未満、15～19時間、 20～21時間、22～29時間、 30～34時間、35～42時間、 43～45時間、46～48時間、 49～59時間、60～64時間、 65～74時間、75時間以上)	常用労働者 一般労働者 短時間労働者	常用労働者 うちパートタイム労働者

- 「賃金構造基本統計調査」及び「毎月勤労統計調査」では、相対的な労働時間を調査している。「賃金構造基本統計調査」における「短時間労働者」と「毎月勤労統計調査」における「パートタイム労働者」の定義は同じで、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者である。
- 「労働力調査」及び「就業構造基本調査」では、「従業上の地位」とは別に、週間就業時間を調査している。しかしながら、相対的な労働時間については調査を行っていない。

3 海外の統計における「従業上の地位」の扱い

(1) 「従業上の地位」に係る国際分類

「従業上の地位」に係る国際分類(ICSE:International Classification of Status in Employment)は、国際労働機関(ILO)によって1958年に初版が設定され、1993年に開催されたILO第15回労働統計家会議において改定された。

ICSE-93の分類項目

- ①雇用者 (employees)
- ②雇用主 (employers)
- ③自己採算労働者 (own-account workers)
- ④生産者共同組合のメンバー (members of producers' cooperatives)
- ⑤寄与的家族従業者 (contributing family workers)
- ⑥分類不能 (workers not classifiable by status)

ICSEは、我が国における分類の前述した第1レベルに相当しており、前述した我が国の主要5調査における「従業上の地位」に係る分類については、いずれもICSEに従っているといえる。

(2) アメリカ、イギリス、カナダ、EUROSTATにおける「従業上の地位」の扱い

諸外国では、ICSEと同レベルの分類(第1レベルに相当)としていることが一般的で、我が国のような詳細な分類とはしていない。

なお、「従業上の地位」とは別に、週当たり労働時間を調査しており、それに基づき「パートタイム」との表章を行うものや、「仕事の期間が無期であるか、一時的であるか」の別を調査しているものがある。

諸外国では、我が国とは異なり、非正規雇用は項目として確立されていないのが一般的である。

4 ま と め

今後の検討に当たって、以下のような論点について検討する必要があるのではないか。

- (1) 世帯系の調査と事業所系の調査で分類が違っていることについて、どう考えるか。
- (2) センサスの方が標本調査より分類が粗い部分があることについて、どう考えるか。
- (3) 全体的に、分類は似通っているが、用語の用い方、定義には少しずつ異なる面がある。統計調査の対象、目的等を勘案した場合、基準化することは可能か。
- (4) 「従業上の地位」に係る分類の第2レベルには、三つの異なる視点による分類があるが、それぞれの視点を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- (5) 「従業上の地位」の分類は時代の変化とともにかなりのスピードで変化するが、基準化を図ることがかえって実態把握の観点から障害になる可能性はないか。

労働力調査

調査の目的	労働力調査は、我が国における就業及び不就業の状態を毎月明らかにすることを目的としている。
-------	--

項目名	定義
就業者	「従業者」と「休業者」を合わせたもの 従業者：調査週間に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事を1時間以上した者 休業者：仕事を持ちながら、調査週間に少しも仕事をしなかった者
雇用者	会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員
常雇	「役員」と「一般常雇」を合わせたもの
役員	会社、団体、公社などの役員（会社組織になっている商店などの経営者を含む）
一般常雇	1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者
無期の契約	（雇用契約期間の定めの有無による）
有期の契約	（雇用契約期間の定めの有無による）
臨時雇	1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者
日雇	日々又は1か月未満の契約で雇われている者
自営業主	個人経営の事業を営んでいる者
雇有業主	ふだん一人以上の有給の従業者を雇って個人経営の事業を営んでいる者
雇無業主	従業者を雇わず自分だけで、又は自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者
一般雇無業主	（雇無業主のうち、内職者でない者）
内職者	自宅で内職（賃仕事）をしている者
家族従業者	自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

労働力調査

項目名	定義
雇用者(役員を除く)	会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員あるいは正社員などと呼ばれている人
非正規の職員・従業員	「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の合計
パート	就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれに近い名称で呼ばれている人
アルバイト	就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣される人
契約社員	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある人
嘱託	労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
その他	(雇用者(役員を除く)のうち、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」以外の人)

就業構造基本調査

調査の目的	就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。
-------	--

項目名	定義
有業者	ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者
雇用者	会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者
会社などの役員	会社の社長、取締役、監査役、各種団体の理事、監事などの役職にある者
うち起業者	(自分で事業を起こした者)
雇用者(役員を除く)	(会社などの役員以外の雇用者)
正規の職員・従業員 (正規就業者)	一般職員又は正社員などと呼ばれている者
非正規就業者	「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の合計
パート	就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者
アルバイト	就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者
労働者派遣事業 所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者
契約社員	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者
嘱託	労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者
その他	(雇用者(役員を除く)のうち、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」以外の者)
自営業主	個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を営んでいる者
うち起業者	(自分で事業を起こした者)
雇人のある業主	自営業主のうち、ふだん有給の従業員を雇い、事業を営んでいる者
雇人のない業主	自営業主のうち、ふだん従業員を雇わず、自分ひとりで又は家族と事業を営んでいる者
内職者	自宅で材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をしている者
家族従業者	自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。なお、原則的には無給の者をいうが、小遣い程度の収入のある者についても家族従業者としている。

就業構造基本調査

項目名	定義
雇用者(役員を除く)	(会社などの役員以外の雇用者)
定めがない	(雇用契約期間の定めの有無による)
定めがある	(雇用契約期間の定めの有無による)
1か月未満	(雇用契約期間による)
1か月以上6か月以下	(雇用契約期間による)
6か月超1年以下	(雇用契約期間による)
1年超3年以下	(雇用契約期間による)
3年超5年以下	(雇用契約期間による)
その他	(雇用契約期間による)
わからない	

経済センサス

調査の目的	経済センサスは、事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的としている。
-------	---

項目名	定義
従業者	調査日現在、当該事業所に所属して働いている人 他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる 他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されている人は含めない
有給役員	個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人 重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める
常用雇用者	以下のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・期間を定めずに雇用されている人 ・1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ・調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人
正社員・正職員	正社員・正職員などと呼ばれている人
正社員・正職員以外	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人
臨時雇用者	1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に当てはまらない人
個人業主	個人経営の事業所で、その事業所を経営している人
無給の家族従業者	個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人 家族であっても、雇用者並みの賃金や給与を受けて働いている場合は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める

賃金構造基本統計調査

調査の目的	賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。
-------	--

項目名	定義
労働者	労働基準法第9条にいう労働者（職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者）法人、団体、組合の代表又は執行機関である重役でも、業務執行権や代表権をもたず、工場長、部長などの役職にあって、一般労働者と同じ給与規則によって給与を受ける場合には、労働者としている
常用労働者	事業所に所属している労働者のうち、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者又は調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者
一般労働者	「短時間労働者」以外の者
短時間労働者	同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者
臨時労働者	事業所に所属している労働者のうち、常用労働者以外の労働者で、日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、調査日前の2か月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下の者

常用労働者	事業所に所属している労働者のうち、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者又は調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者
正社員・正職員	（事業所における呼称による）
正社員・正職員以外	（事業所における呼称による）

常用労働者	事業所に所属している労働者のうち、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者又は調査月前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者
期間の定め無し	（雇用契約期間の定めの有無による）
期間の定め有り	（雇用契約期間の定めの有無による）

毎月勤労統計調査

調査の目的	毎月勤労統計調査は、賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的としている。
-------	---

項目名	定義
常用労働者	事業所に雇用されている労働者のうち、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者又は調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者
うちパートタイム労働者	常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する者

5 統計調査の調査票における「従業上の地位」に係る部分

労働力調査 (案)

<p>⑩ 従業上の地位</p> <p>・常雇の人(無期の契約)とは、雇用期間を定めない契約で雇われている人をいいます。 (定年までの場合は、無期の契約とします)</p> <p>・常雇の人(有期の契約)とは、雇用契約期間が1年超の人をいいます</p> <p>・臨時雇の人とは、雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます</p> <p>・日雇の人とは、雇用契約期間が1か月未満の人をいいます</p> <p>・自営業主とは、個人経営の商店主や農業主などをいいます</p> <p>・内職とは、自宅での賃仕事をいいます</p>	<p>雇われている人のうち</p> <p>会社などの役員</p> <p>自営業主 雇い人あり 雇い人なし</p> <p>内職</p> <p>常雇の人(無期の契約)</p> <p>常雇の人(有期の契約)</p> <p>臨時雇の人</p> <p>日雇の人</p> <p>(12欄へ)</p>
<p>⑪ 勤め先における呼称</p> <p>・今の仕事について、雇われている人は勤め先での呼称を記入してください</p>	<p>正規の職員・従業員</p> <p>パート</p> <p>アルバイト</p> <p>労働者派遣 事業所の派遣社員</p> <p>契約社員</p> <p>嘱託</p> <p>その他</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>

就業構造基本調査 (案)

<p>A1 勤めか自営かの別・勤め先における呼称</p> <p>・「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく人をいいます</p> <p>・上記以外の派遣されている人(デパートの派遣店員など)は派遣元の事業所における呼称について記入してください</p>	<p>雇われている人のうち</p> <p>正規の職員・従業員</p> <p>パート</p> <p>アルバイト</p> <p>労働者派遣事業所の派遣社員</p> <p>契約社員</p> <p>嘱託</p> <p>その他</p> <p>会社などの役員</p> <p>自営業主 雇い人あり 雇い人なし</p> <p>内職</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>
<p>A1の2 自分で事業を起こしたのですか</p>	<p>はい</p> <p>いいえ</p> <p>(A2へ)</p>
<p>A1の3 雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間</p>	<p>雇用契約期間の定めの有無</p> <p>定めがない(定年までの雇用を含む)</p> <p>定めがある</p> <p>1か月未満</p> <p>1か月以上1か月以下</p> <p>6か月以下</p> <p>1年以下</p> <p>1年超</p> <p>3年以下</p> <p>3年超</p> <p>5年以下</p> <p>その他</p> <p>わからない</p> <p>(A2へ) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (A2へ)</p>

(注) 労働力調査及び就業構造基本調査の変更等について、現在、統計委員会及び人口・社会統計部会において審議中である。

